

# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## 婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。

・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



## 面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

## 児童手当の受給者の変更

・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。ただし、受給者の変更には条件がありますのでご注意ください。

・受給者変更の手続の詳細は、【子ども支援課】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

## ひとり親家庭の相談 ※相談料無料

・養育費や面会交流について

お問合せ先 養育費相談支援センター TEL 03(3980)4108 メール相談 info@youikuhi.or.jp  
平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日(祝日を除く)12:00~22:00 土/祝日10:00~18:00

・養育費や就労など、生活上のさまざまな悩みや困りごとについて

お問合せ先 埼玉県母子・父子福祉センター TEL 049(283)7991 所在地 坂戸市石井2327-1 西部福祉事務所内  
月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00

## 女性・男性相談 ※相談料無料

〈女性相談のHP〉 →



〈男性相談のHP〉 →



・夫婦や家族、DVなどの悩みについて、**気持ちの整理をしたい方**に向けて、公認心理師等が**継続的に相談**に応じます。

お問合せ先 子ども支援課 TEL 048(473)1139(直通) 第1・3金曜日10:00~14:00、第2・4火曜日12:30~16:30  
※保育あり(生後6か月児から)、事前に予約申込みが必要です。

## DV相談 ※相談料無料

・DV(配偶者からの暴力)を受けている方に向けて、**相談・各種情報提供**などを行う窓口を設置しています。

お問合せ先 子ども支援課 TEL 048(473)1139(直通) 月~金曜日(祝日を除く)8:30~17:15  
事前に予約申込みが必要です。

※裏面もご覧ください。

# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

## 財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

## 年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

詳しくはお近くの年金事務所にご相談ください。

※離婚後2年間の期間制限あり。

## 子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →  
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



### ○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

### ○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに**必要な費用**を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

### ○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

〈養育費に関する  
裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する  
裁判所のHP〉 →



### ○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【子ども支援課】に確認して下さい。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

- 自治体の**女性・男性相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩み**の方は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →

